

## 研究報告書「安全・安心なまちづくりへの政策提言～生活犯罪・ 迷惑行為・暴力からまちを守る～」の発行について

財団法人日本都市センターでは、平成15年度の自主研究として、「安全・安心な都市づくりに関する調査研究」を行っていましたが、このたび、調査研究の成果を報告書『安全・安心なまちづくりへの政策提言～生活犯罪・迷惑行為・暴力からまちを守る～』としてとりまとめました。

近年、侵入盗、ひったくり・詐欺・痴漢等の生活に身近な犯罪（生活犯罪）の急増、家庭内暴力やいじめ等の問題の顕在化、落書き、い集といった迷惑行為等の増加により「まちの安全と住民の安心」が大きく脅かされ、より不安を感じるようになってきています。そこで、本調査研究では、「安全・安心」の中でも、このような生活犯罪、迷惑行為等を主な対象とし（対象範囲については、別紙1を参照）、都市自治体の立場から、安全・安心のための施策、住民、警察等との連携・役割分担および自治体内部の体制、条例制定の必要性などを検討し、安全・安心なまちづくりの一助となる提案を行うことを目的として、調査研究を行いました。

調査研究にあたっては、当センターに学識経験者等からなる「安全・安心な都市づくりに関する研究会」（委員長：中邨章 明治大学大学院長・政治経済学部教授）（以下、「研究会」。委員名簿は別紙2）を設置し、研究会での報告および議論により調査研究を進めるとともに、研究会での議論を踏まえて全国の都市自治体を対象とした質問紙調査を実施し、現状の把握を行いました。

報告書では、研究会での議論や調査結果から、「安全・安心」のための自治体の施策、住民との協働、警察・学校との連携、情報の共有（連携）、条例のあり方などを提言として取りまとめるとともに、各委員による専門的な見地からみた「安全・安心」まちづくりに関する論考や、都市自治体への質問紙調査の集計結果、先進的な事例等が収録されております。

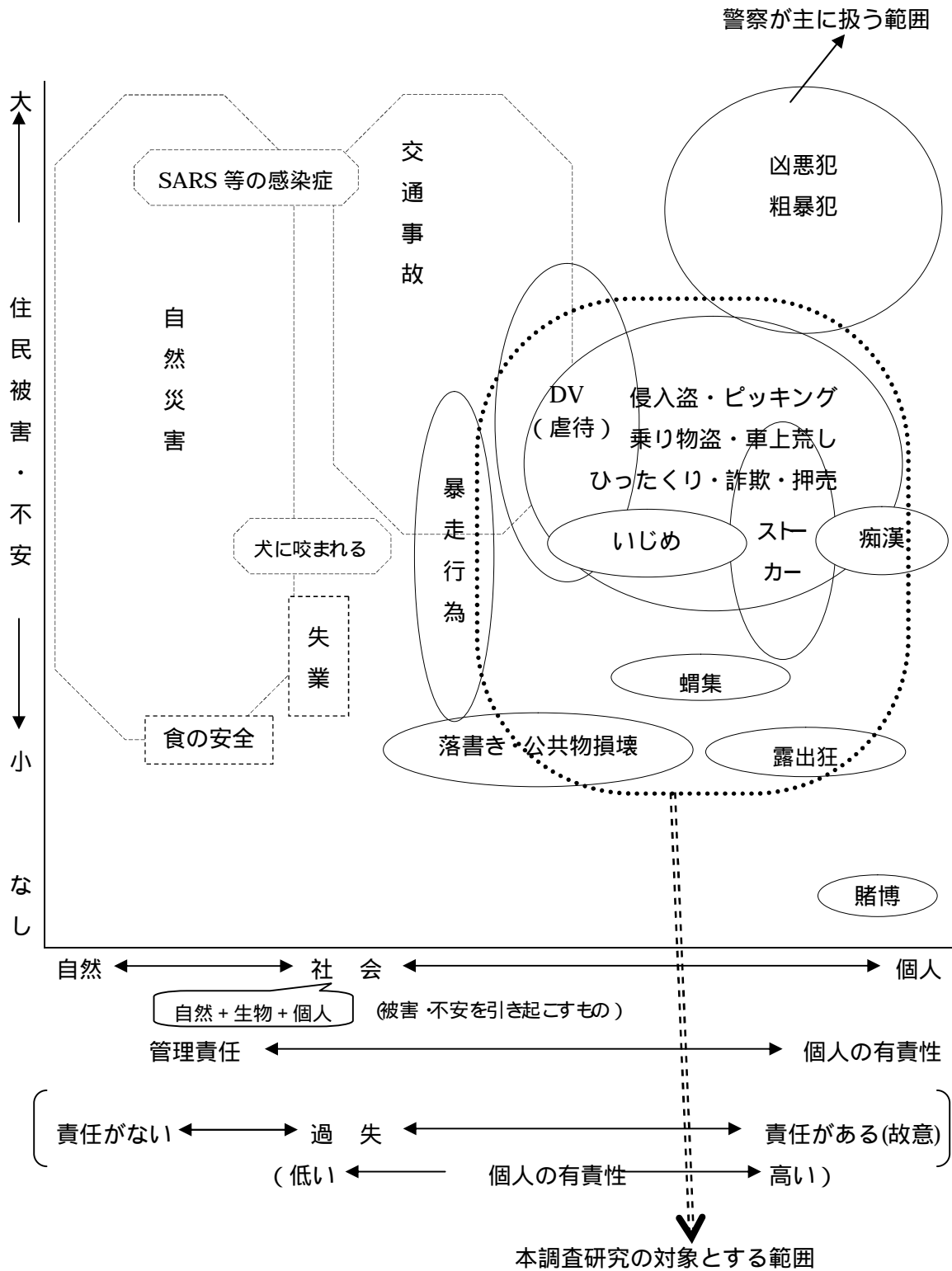
アンケート調査では、凶悪犯罪、生活犯罪、迷惑行為等について、都市自治体の80.7%が「深刻である」と認識し、「安全・安心」の問題に97.7%が「関心を持っている」と回答している一方、「安全・安心」のための施策を「積極的に進めている」都市自治体は14.9%にとどまっていることなどが明らかになりました（概要は別紙3参照）。

こうした現状に対して、提言では、自治体の役割を「安全・安心」を確保するための社会的・物理的な環境の整備と、それぞれの主体が連携・協働するためのコーディネート」と位置づけ、自治体の積極的な施策の展開に資するよう、自治体、住民、警察の役割、自治体の施策、住民との協働、警察、学校との連携、情報連携のあり方、安全・安心のまちづくり条例、施策実施の考え方の7分野にわたって、「安全・安心」を確保するための基本的な考え方について示しています（概要は別紙4参照）。

なお、報告書は、全国の都市自治体および関係機関等への送付を行ったほか、当センターにおいて一部2,100円（税込）にて一般向けの販売を行っております。

【連絡先】(財)日本都市センター 研究室（担当：研究員 中西 規之）	
T E L : 03-5216-8777	F A X : 03-3263-4059
E-mail : nakanisi@toshi.or.jp	U R L : http://www.toshi.or.jp

本調査研究の対象とする範囲と人々の不安の原因



(凶悪犯...殺人、強盗、放火、強姦 / 粗暴犯...暴行、傷害、脅迫、恐喝)

## 安全・安心な都市づくりに関する研究会 委員名簿

(敬称略、委員は 50 音順、平成 16 年 3 月現在)

委員長	中邨 章	明治大学大学院長・政治経済学部教授
委員	鵜飼 一郎	春日井市長
	尾田 清貴	日本大学法学部教授
	梶山 寿子	ジャーナリスト
	清永 賢二	日本女子大学人間社会学部教授
	小宮 信夫	立正大学文学部助教授
	徳永 文一	読売新聞社論説委員
	本多 晃	柏市長
	森田 洋司	大阪市立大学大学院文学研究科教授
	山下 淳	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授

## 「まちの安全・安心の確保に向けた取り組み等に関する調査」について

### < 調査の概要 >

- ( 1 ) 調 査 名 : 「まちの安全・安心の確保にむけた取り組み等に関する調査」
- ( 2 ) 調査主体 : 財団法人 日本都市センター
- ( 3 ) 調査対象 : 全国 701 市・特別区 ( 「安全・安心」担当課長が回答 )
- ( 4 ) 調査方法 : 郵送配布、郵送回収
- ( 5 ) 調査期間 : 平成 15 年 11 月 11 日 ~ 12 月 3 日
- ( 6 ) 調 査 票 : 報告書 pp.239-252 参照 ( 設問数 30 )
- ( 7 ) 回収状況 : 回収数 484 市区、回収率 69.0%

### < 集計結果の概要 >

#### 1 . 「安全・安心」をめぐる現状

凶悪犯罪、生活犯罪、迷惑行為等の状況について、80.7%の都市自治体が、深刻であると認識 ( 「非常に多くなった」13.8% + 「多くなった」66.9% ) ( Q 1 ( 2 ) , 報告書 p.53 参照。以下ページ番号のみ表示 )

実に 97.7%の都市自治体が、「安全・安心」の問題に関心を持っており ( 「非常に関心を持っている」38.4% + 「関心を持っている」59.3% ) , 全ての都市自治体にとって「安全・安心」は関心事に。( Q 1 ( 4 ) , p.54 )

個別の犯罪では、「車上狙い、乗り物盗」( 84.3% ) , 「侵入盗」( 75.6% ) , 「詐欺、押し売り、悪質な訪問販売」( 64.2% ) , 「ひったくり、すり」( 59.1% ) の 4 つに特に厳しい認識。( Q 2 , p.58 )

#### 2 . 「安全・安心」に関する施策

##### ( 1 ) 「安全・安心」のための施策の全般的な実施状況

「積極的に進めている」が 14.9%、「進めている」が 59.7%であり、積極的とまではいえない状況にある。( Q 5 , p.60 )

##### ( 2 ) 個別の施策の実施状況

各種団体等への助成事業で最も多いのは、「防犯灯への補助」( 75.4% ) , 次いで、「安全・安心のための活動を行っている団体への補助 ( 団体補助 ) 」( 44.0% ) , 「町内会・自治会、各種団体、NPO等の安全・安心のための活動への補助 ( 事業費補助 ) 」( 30.0% ) ( Q 6 , p.191 )

ソフト事業で多いのは、「まちのパトロール」( 43.4% ) , 「各種イベントによる防犯意識の向上」( 39.3% ) ( Q 7 , p.192 )

ハード事業で多いのは、「防犯灯の整備」( 71.1% ) ( Q 8 , p.195 )

### 3．地域住民との連携について

「安全・安心」に関わる活動を行っている町内会、自治会、PTAなどの地縁団体のある市区は、63.8%。(Q11,p.198)

「安全・安心」に関わる活動を行っているNPO、ボランティア団体などのある市区は、24.6%。(Q12,p.199)

「安全・安心」に関して、町内会・自治会、NPO・ボランティア団体等との共同事業を実施している都市自治体は、19.8%。(Q15,p.201)

### 4．警察等との連携について

警察との共同事業は、26.7%の都市自治体で実施もしくは検討が行われている。(Q18,p.204)

警察官の受入(人事交流)は、29.1%の都市自治体で実施されている。(Q19,p.205)

### 5．学校との連携について

小中学校における「安全・安心」の目標や方針は、20.0%の都市自治体で教育委員会による共通の目標・方針が、49.2%で個別の学校による目標・方針が策定されている。(Q20,p.206)

66.5%の都市自治体で、「安全・安心」に関する授業・講習会を実施している学校が存在。(Q21,p.207)

### 6．自治体の体制について

58.5%の都市自治体で、平成14年4月～平成15年9月の間に、「安全・安心」に関する相談・苦情等があった。(Q24,p.210)

「安全・安心」を専ら担当する課や係を設置している都市自治体は、33.1%。(Q25,p.211)

### 7．「安全・安心」まちづくりと条例について

「安全・安心まちづくり条例」は35.3%の自治体で制定されている。(Q26,p.212)

その多くが理念を謳ったものや各主体の役割を定めたものであり、実際に規制等を行っている条例は少ない。(Q26SQ1(2),p.213)

## 第 1 部「提言」の概要

安全・安心なまちをつくるための都市自治体の役割を中心に

近年、侵入盗、ひったくり・詐欺・痴漢等の生活に身近な犯罪（生活犯罪）の急増、家庭内暴力やいじめ等の問題の顕在化、落書き、い集といった迷惑行為等の増加により「まちの安全」が大きく脅かされ、住民がより不安を感じるようになってきている状況にある。

「安全・安心」というテーマは非常に広い範囲に及ぶが、本調査研究では、上記のような生活犯罪、迷惑行為等を対象とし（具体的な対象範囲は 29 頁参照）自治体の施策、自治体と住民、警察、学校との連携、安全・安心まちづくり条例などのあり方などに焦点を当て、調査研究を行った。具体的には、研究会（委員名簿は 頁参照）を設置し、報告・議論を行うとともに、アンケート調査により都市自治体の「安全・安心」に関する施策等の実態を調査し、それらの成果をもとに、以下のような提言を行った（詳細は報告書 3～21 頁参照）。

### <自治体等の役割>

「安全・安心」を守る中心的な主体は警察であるが、警察に任せるという考えを捨て、自治体、住民、学校、企業などの地域における各主体がそれぞれ果たすべき役割を遂行することが求められる。

自治体の役割は、「安全・安心」を確保するための社会的・物理的な環境の整備と、それぞれの主体が連携・協働するためのコーディネートである。

### <自治体の施策>

犯罪は社会の「ひずみ」の現れであることを考えれば、「安全・安心」のための究極の対策は「人づくり」になる。しかし、当面は犯罪を行いにくい環境の整備を整えることが重要である。その場合でも、最も効果があるのは、地域における人の「つながり」により、「お互いに見守る」ことや何かあった時に「相談できる人」がいる状態をつくりだすことである。

これまでは、「検挙に勝る防犯なし」と言われてきたが、検挙率の低下等により、その効果も薄れてきているなかで、これまで以上に「予防」に対する取り組みが重要になってきており、自治体が、警察、住民とともにそのための施策を積極的に行う必要がある。

予防のための取り組みについては、自治体、住民、学校などにもできることがある。自治体は、安全に関する教育や啓発、防犯パトロール、まちの安全の状況の把握などの施策を、住民、警察と協力しながら行う必要がある。

まちにおける危険な場所の洗い出しには、安全マップづくりが有効である。安全マップづくりは、住民が自ら作成する過程を通して、コミュニティのつながりを深めるきっかけにもなる。

物理的な環境整備も重要である。特に、自治体には道路、建物、公園について、犯罪が発生しにくいように設計、整備することが求められる。

近年設置が進められている防犯カメラは、あくまで対処療法であることを肝に銘じる必要がある。もちろん、運用に際して、プライバシーの問題について議論し、指針等の形でルールを作っておくことは不可欠である。

DV、虐待など家の中で起こる問題については、まだ犯罪そのものが多くの人に理解されていないことから、啓発・教育が重要になる。また、住民および自治体が、何かあったときに相談できるような「人」と「ところ」を提供することが必要である。

自治体、住民、警察の積極的な施策を促すために、数値目標の設定も有効である。目標設定に際しては、「いつまでに」「誰が」「何を」「どのようにして」実施するのか（3W1H）を明確にすることが重要である。

#### <住民との協働>

住民も安全・安心を確保するために一定の責任と役割があることを認識することが重要である。まちの安全に対する危機感やまちの安心を守るという使命感を共有できれば、住民による活動の輪を広げ、安全・安心のための活動を進めていくことが可能となる。

地域のコミュニティが希薄なものとなっている状況を考えると、自治体が住民の活動に要する経費や会議室等の提供、安全に関するノウハウの提供など住民への支援を行うことが、住民とともに安全のまちづくりを進めることへとつながっていく。

住民の安全・安心のための活動には、人々の危機感を地域で共有することが重要である。また、リーダーとなるべき人の存在が大切であり、無理をしないで活動を行うことと同時に、楽しく活動を行うことも大事である。

#### <警察、学校との連携>

自治体、住民、警察、学校が安全・安心まちづくりのため協力していくためには、それぞれの実態、実情をよく理解し、誰が何を実施できるかを知ったうえで、それぞれの長所、短所を踏まえて、協力の関係を構築していくことが大切である。

警察との連携をスムーズに進めるうえで、自治体に警察官を受け入れることも一つの手段として有効である。

学校は、子どもの教育を行うという重要な任務を果たしているが、それだけではなく、安全教育の「場」として、地域の安全においても重要な役割をもっている。

自治体は、安全教育の内容や動向などの情報の提供や安全教育のプログラムの提供、学校と警察等との橋渡しなど、学校に対し必要な支援を行う必要がある。

#### <情報連携のあり方>

安全・安心のための行動の連携を支えるものは、お互いがもっている情報の共有であり、自治体は、自らの持つ情報を提供すると同時に、警察や学校、住民がまちの安全・安心に関してもつさまざまな情報を集める必要がある。

自治体、警察は、住民に身近で興味をひく安全・安心に関する情報をわかりやすく、また素早く住民に届くようにいろいろな媒体を用いて発信をすることが重要である。

#### <条例のあり方>

「安全・安心」まちづくりに関する条例については、理念や推進体制を定めたもの、自治体の施策を規定しているもの、何らかの規制を行っているものなどさまざまなタイプがある。いずれにおいても重要なのが、地域の実情を踏まえて、自治体、住民、警察、学校等による、幅広い議論を行うことである。

条例を作成する過程における、安全・安心のまちづくりの理念や体制等についての議論を通じて、自治体内（庁内）のみならず、住民、警察等ともコンセンサスがスムーズに得られ、円滑に施策を実施していくことが可能となる。



< 施策実施の考え方 >

積極的な取り組みを行っている自治体には、必ず首長のリーダーシップがある。また、実効性ある施策を行うためには、それを担保するだけのマンパワーと予算も必要になる。

安全・安心のまちづくりの即効薬はないが、住民、自治体、警察が協力し、草の根の活動を続けることによって、まず、できる(そうな)ことから始め、活動を続けることによって、「地域力」を育て、地域の安全・安心を確保していくことが可能となる。

「我がまちの安全・安心のために」は、どこの地域においても共通する目標であり、安全・安心のための取り組みをきっかけとして、コミュニティを再生、活性化することができる。